

小牧市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 2 7 号

小牧市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

小牧市職員の給与の支給等に関する規則（昭和３９年小牧市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項を次のように改める。

新たに条例第１２条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（様式第１）により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第１２条中第７項を第８項とし、第４項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、同条第３項第１号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前項」を「第１項」に改め、同項に後段として、次のように加える。

前項に規定する場合においても、同様とする。

第１２条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第１３条の２中「で条例第１３条第１項の規定による届出がされている者」及び「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第１３条の３に次の１項を加える。

- ３ 第１項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第１３条の４第１項中「前条」を「前条第１項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第３項に規定する場合においても、同様とする。

第１３条の６第１項中「欠くに至つた日」の次に「（市長が定める場合

にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で市長が定める日)」を加える。

第 15 条第 1 項中「職員としての」を「職員たる」に改める。

第 17 条第 3 項中「次項において」を「次項及び第 17 条の 2 第 2 号において」に改める。

第 17 条の 2 第 1 号中「（同項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2 号に定める額の合計額が 45,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1 箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と 45,000 円との差額の 2 分の 1（その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）を 45,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 2 号中「1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては）」に改める。

第 18 条の 2 第 2 項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が小牧市の休日を定める条例（平成 2 年小牧市条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

第 21 条中「及び第 3 項」を削る。

第 21 条の 4 第 2 項中「任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた職員」を「市長が規則で定めるやむを得ない事情は、第 21 条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第 3 項第 6 号中「他の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「これに伴い」と、「」の次に「第 21 条」とあるのを「前項」と、「」を加える。

第 21 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 21 条の 7 に後段として次のように加える。

前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

第 21 条の 8 第 1 項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

第 23 条の 2 第 2 項中「勤務は、」の次に「同条第 1 項の」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、条例第 19 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

(1) 条例第 19 条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 19 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

様式第 1 中「小牧市職員の給与に関する条例第 13 条第 1 項」を「小牧市職員の給与の支給等に関する規則第 12 条第 1 項」に、

「☐ 1 新たに職員となった場合

☐ 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

☐ 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（子、孫及び弟妹で 22 歳の年度末を超えた者を除く。）」

を

「☐ 1 新たに職員となった場合又は新たに条例第 12 条の規定の適用の対象となった場合

☐ 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

☐ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

※（一）9 級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行
（一）8 級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。」

に、「2 又は 3」を「3」に改め、「死亡」の次に「、就職、離職」を加える。

様式第 3（表）中「☐ 住居の変更」を

「☐ 住居の変更（転居日の通勤 ☐有 ☐無）」に改める。

様式第 4 第 1 片（裏）中

「 7 他の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入する。 」

を

「 7 新たに給料表の適用を受けることとなつた者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入する。 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。